

○津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する管理者、副管理者及び職員又は管理者から公務の遂行を補助するため旅行を依頼された者（他の条例に定める者を除く。以下「職員等」という。）の旅費について定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員等の旅費に関する事項については、津山市職員等の旅費に関する条例（昭和42年津山市条例第6号。以下「市条例」という。）を準用する。この場合において、市条例別表第1の適用については、次のとおりとする。

別表第1における区分	職員等の区分
A	管理者、副管理者
B	A区分に属する以外の者

(委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。